

下水道事業受益者負担金・分担金減免基準

減免の対象となる土地	減免率
1 国有地及び国が使用している土地、地方公共団体が所有し又は使用している土地	
(1) 学校、保育所、社会福祉施設、警察及び法務収容施設用地	75パーセント
(2) 一般庁舎用地	50パーセント
(3) 図書館、公会堂、体育施設及びこれらに準ずるものの用地	50パーセント
(4) 病院、公営住宅及び有料の公務員宿舎の用地	25パーセント
(5) 消防施設及び墓地の用地	100パーセント
2 文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の敷地	100パーセント
3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和35年条約第6号)に基づく行政協定によって駐留軍に提供している土地	100パーセント
4 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	100パーセント
5 地方公共団体がその企業の用に供している土地	25パーセント
6 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者である土地(ただし、自己の使用に供しているものに限る。)	100パーセント
7 事業のため土地、物件、労力又は金銭等を提供した受益者の所有する土地	提供した金銭等に対応する範囲
8 国又は地方公共団体以外の所有に係る土地で不特定多数の自由使用に供している土地(道路、公園、広場及び河川の用地等)	100パーセント
9 宗教法人法(昭和26年法律第126号)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による土地。ただし、現にその本来の目的以外のために使用している場合を除く。	
(1) 墓地、納骨堂	100パーセント
(2) 境内地	50パーセント
10 東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社とその本来の事業の用に供する鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業に係る土地	
(1) 踏切用地	100パーセント
(2) 駅舎、軌道敷及びプラットホーム	50パーセント
11 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人又は同法第64条第4項に規定する法人が設置し管理する学校の用に供する土地	75パーセント
12 学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条に規定する各種学校の敷地	50パーセント
13 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条第2項及び第3項の各号に規定する事業のために設置する施設の用地	75パーセント
14 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設の用地のうち同法第57条に基づき、その用地を有償で使用させる場合	75パーセント
15 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設の用地のうち同法第57条に基づき、その用地を無償で使用させる場合	100パーセント
16 地域の自治団体が公共的施設として会館、集会所及び消防施設等の用に供する土地	100パーセント
17 その他実情に応じ特に減免する必要があると市長が認めた土地	市長が定める